

衆議院法務委員会ニュース

平成 29. 4. 14 第 193 回国会第 10 号

4 月 14 日（金）、第 10 回の委員会が開かれました。

1 裁判所の司法行政、法務行政及び検察行政、国内治安、人権擁護に関する件

・金田法務大臣、盛山法務副大臣、井野法務大臣政務官、武井外務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行いました。

（質疑者及び主な質疑内容）

今野智博君（自民）

- ・国際組織犯罪防止条約は国内担保法を整備せずに締結することができるのか、外務省の見解を伺いたい。
- ・国際組織犯罪防止条約については、重大な犯罪の合意罪について、国際的な性質のものに限定することや犯罪化をしないことなど、その一部を留保して締結すればよいのではないかと意見があるが、重大な犯罪の合意の犯罪化などを留保して条約を締結することができるのか、外務省の見解を伺いたい。
- ・テロ等準備罪の対象犯罪について、組織的犯罪処罰法改正案においては、過去の共謀罪の半分以下に絞り込まれているが、対象犯罪を選別することは難しいとした過去の政府答弁との整合性及び対象犯罪を限定することができた理由について、伺いたい。

國重徹君（公明）

- ・一般の会社が、毎年脱税を繰り返していた場合、当該会社は組織的犯罪集団に該当するのか、法務省の見解を伺いたい。
- ・政府の見解によると、正当な活動を行っていた団体の結合目的が一変した場合、組織的犯罪集団に当たり得るとのことだが、「一変した」とは、どのように判断するのか、見解を伺いたい。
- ・テロ等準備罪の捜査をするため、捜査機関が常時監視する一億総活躍社会になるとの懸念が示されているが、実務上、どのようにしてテロ等準備罪の捜査の端緒をつかむことができると考えているのか、法務省の見解を伺いたい。

井出庸生君（民進）

- ・我が国が新たな共謀罪を新設してTOC条約を締結した場合、同条約第20条には電子的その他の形態の監視等の特別な捜査方法の利用ができるように必要な措置をとること、多国間の取極を締結することの奨励等が規定されているが、他国から求められても、共謀罪に関する捜査

において通信傍受は行わないと言えるのか、法務大臣に伺いたい。

- ・新たな共謀罪について、一般の方々は対象にならないとの答弁があったが、一般の方々とはどのような者をイメージしているのか、外国人の方々は一般の方々に当たるのか、法務大臣に伺いたい。
- ・新たな共謀罪の被害者となる者はいるのか、仮に、テロ等準備罪で起訴されて裁判になった時に被害者として出廷する者はいるのか、伺いたい。
- ・組織的犯罪処罰法改正案の第6条の2のテロリズム集団と組織的犯罪集団との関係について、法務大臣は、典型と答弁したり、例示と答弁したりしていたが、典型と例示のどちらに当たるのか、伺いたい。

逢坂誠二君（民進）

- ・国会提出された性犯罪に関する罰則を改正しようとする刑法改正案について、早期成立を求めて国会内外から多くの要望が出されているが、これに対する法務大臣の見解を伺いたい。
- ・過去の組織的犯罪処罰法改正案の審査時には、与党からその内容を厳しく問う質問が多くなされ、配慮規定や留意事項を盛り込んだ修正草案も出されたが、国会提出された組織的犯罪処罰法改正案を立案する際に、そうした過去の国会における議論等を参考にしたのか伺いたい。
- ・テロ等準備罪の対象犯罪として、組織的犯罪集団が関与する可能性の有無により、森林法の保安林の区域内における森林窃盗は対象とされる一方、公職選挙法は対象とされていないが、公職選挙法に違反する行為は組織的犯罪集団が関与し得ないと断言できるものであるのか伺いたい。
- ・277あるとされているテロ等準備罪の対象犯罪については、対象に含めることについて議論が分かれるものもあり、今後の国会審議を踏まえてその数が減ることも考えられるが、それはTOC条約締結上許容されるものであるのか、外務省に伺いたい。

藤野保史君（共産）

- ・岐阜県警大垣署による市民監視事件について、風力発電施設建設を計画していたシーテック社と大垣署の間で、風力発電の勉強会を行った市民についての情報交換が行われたことが事実であるか確認したい。
- ・大垣署とシーテック社の間で行われたような情報交換は、警察の通常業務の一環であるのか伺いたい。また、通常業務とされる理由についても伺いたい。
- ・現在も犯罪ではない市民の勉強会のような活動が警察の情報収集の対象となっているが、テロ等準備罪の新設により、このような活動が同罪の捜査の対象となるのではないかと思うが、法務大臣の見解を伺いたい。

松浪健太君（維新）

- ・障害者総合支援法第48条に基づく立入検査において、障

害の特性等に配慮することなく、施設を利用している障害者に対する質問を行う例があるようだが、その質問について、警察が知的障害者や精神障害者の取調べの際に行っているような配慮を定める規範は存在するのか、厚生労働省に確認したい。

- ・障害者総合支援法第48条に基づく質問に対して答弁しない場合の罰則の規定があるが、質問の相手が障害者であるときは、判断能力を持たない人が相手となる場合があるという点で他の法令とは前提条件が違うため、質問は強制でないとか立会人を付けるといった配慮規定を定める必要があると考えているが、厚生労働省の見解を伺いたい。
- ・障害者総合支援法に基づく立入検査を行う地方自治体に対して、施設を利用している障害者に質問する際に、障害者の人権保護の観点から必要となる配慮すべき事項などを詳細に周知すべきではないか。

2 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第64号）

- ・金田法務大臣から提案理由の説明を聴取しました。